

所得税・贈与税の申告と納税は **3月16日(月)**までに
個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は **3月31日(火)**までに

令和元年分

確定申告

詳しくは → **確定申告** 検索



スマホで
申告
できます
もっと

ネット申告が
(e-Tax)
更に
便利に
なりました!



スマホで確定申告 ～スマホでらくらく送信!～

マイナンバーカードとマイナバーカード読取対応のスマートフォンなどで、又は事前発行のIDとパスワードで、スマホやパソコンからe-Taxで申告できます。

～これからも地域と歩む 魅力ある協会～



税と繁栄



50th Anniversary!
おかげさまで 創立50周年

QRコードの作成方法には、2種類の方法があります。

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、『住所・氏名等入力』画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 ※は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字* 国税 太郎
(例) (個人) 田村 太郎
(例) (法人) 株式会社コクセイ産業

氏名(名称)カナ* コクセイ タロウ
(例) コクセイ タロウ
(例) カブシキガイシャコクセイショウジ

郵便番号 1000013 (半角数字)
(例) 1000013

住所(所在地)* 東京都千代田区霞が関 3-1-1
(例) 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話番号* 000 - 1234 - 5678 (半角数字)
(例) 固定電話 00-1234-5678
(例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号 01234567 (半角数字)
(例) 01234567

納付先税務署* 麹町税務署 お近くの税務署 郵便番号から検索します
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

納付内容

納付税目* 申告所得税及復興特別所得税

課税期間(自)* 令和 1 年

申告区分* 確定申告

本税額 10000 円(半角数字、「,」不要)

加算税額 0 円(半角数字、「,」不要)

重加算税額 0 円(半角数字、「,」不要)

利子税額 0 円(半角数字、「,」不要)

延滞税額 0 円(半角数字、「,」不要)

合計額* 10000 円(半角数字、「,」不要)

戻る 次へ

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。

右のコードからもアクセスできます。 → 
www.nta.go.jp/taxes/nozai/nofu/convenl_qr_nofu/index.htm

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

①氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
 ※電話番号は、中にご連絡のとれる番号を入力してください。
 ※整理番号がご不明な場合は空欄のまま構いません。

2 納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。

4 申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。

例) 令和元年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合

- ・課税期間(自)：令和元年
- ・申告区分：確定申告
- ・本税額：10,000 円
- ・合計額：10,000 円

5 「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
 ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ



Fami ポート端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
 ファミリーマート



コンビニ納付用 QR コード印刷

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

QRコードを利用した コンビニ納付ができます！

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



← QRコードの作成方法については、左ページをご覧ください。

24 利用可能なコンビニエンスストア

- ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ (いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
- ファミリーマート (「Fami ポート」端末設置店舗のみ)

利用可能税目

全ての税目
 (ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

- #### ◎ご利用に当たっての注意事項
- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
 - 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
 - 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
 - コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
 - QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

門真税務署の申告書作成会場は「守口門真商工会館」です。

申告書作成会場の開設期間は、
令和2年**2月17日(月)**から**3月16日(月)**までです。

※ 土・日曜日・祝日を除く。
ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は開設しています。

※ 2月14日以前は開設しておりません。
(自宅等で作成した還付申告書の提出は2月14日以前でも可能)

※ 会場開設当初と申告期限間際は混雑することが予想されます。

相談受付時間は、**9時～16時まで**です。

※ 混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

地区相談会場

会場	開催日程	受付時間
守口文化センター (3階研修室)	2月26日(水)・28日(金)	9:30～11:30
門真市立文化会館 (1階ホール)	3月 4日(水)・ 5日(木)	
大東市立市民会館 (4階401会議室)	2月18日(火)・19日(水)	13:00～15:00
四條畷市市民総合センター(3階会議室1・2)	3月 5日(木)・ 6日(金)	

- ※ 赤字の会場は、昨年より変更になっております。
- ※ この会場は小規模事業所得者の方の専用会場です。
- ※ この会場では、譲渡所得(株式・不動産等)及び先物取引(FX取引を含む)に関する相談は行っておりません。
- ※ 案内状を持参された方を優先して相談します。
- ※ 会場の混雑状況により受付終了を繰り上げる場合があります。
- ※ 確定申告書作成に必要な書類に加えてご持参頂きたいもの
(本人確認書類の写し、税務署からの「確定申告のお知らせ(届いた方のみ)」、前年の控え、印鑑等)
- ※ 確定申告書・青色決算書・収支内訳書等は会場に用意してあります。
- ※ 会場付近は、大変混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。

納税協会 申告相談会場

期間：令和2年**2月17日(月)**～**3月13日(金)**(土、日を除く。)

※但し、**2月24日(月・祝)**と**3月1日(日)**に限り開設いたします。

受付：午前10時～11時30分、午後1時～3時

会場：公益社団法人門真納税協会 会議室

- ※ 会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
- ※ 申告相談される方専用の駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。